

三木町学校給食センター調理業務等に係る調理員等の処遇改善について

1 目的

三木町学校給食センターにおいて、調理等の業務に従事する者に対し、処遇の改善に必要な措置を実施することにより、安全・安心な学校給食の安定的な提供に資することを目的とする。

2 処遇改善に係る費用

調理員等の処遇の改善に必要な措置に関する費用（以下「処遇改善費」という。）については、委託料に含め、支払うものとする。なお、三木町（以下「町」という。）が支払う処遇改善費の額は、次表のとおりとする。

処遇改善期間	町が支払う処遇改善費の額 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	1,500,000 円
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	1,520,000 円
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	1,540,000 円
令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	1,560,000 円
令和 10 年 4 月 1 日～令和 10 年 7 月 31 日	530,000 円
合計	6,650,000 円

3 対象となる職種

町が支払う処遇改善費については、次の者に対する処遇の改善に充てること。

【対象職種】

三木町学校給食センターにおいて、調理、配送又は配膳の業務に直接的に従事する者（業務責任者又はそれに類する職に従事する者を除く。）

4 処遇改善の方法

町が負担する処遇改善に係る費用については、次の各号に定めるものに係る経費に 5 パーセント以内の事務経費の加算を認め、これらの合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を対象とする。

(1) 賃金等の改善

① 基本給

前年同月の基本給（月給、日給又は時給）と比較し増額した額は、処遇改善費の対象とする。

なお、基本給の増加に伴う法定福利費（社会保険料等）についても、処遇改善費の対象として差し支えない。

また、基本給の増額に関する処遇改善費の算定の具体例は次のとおりとする。

【業務委託開始初年度】

- 1 業務委託開始以前に町が雇用し、調理等の業務に従事していた者
町が証した給与実績を「前年同月の基本給」とし、処遇改善費の算定の基準とする。
- 2 業務委託開始以前に事業者が雇用し、調理等の業務に従事していた者
事業者が「前年同月に基本給」として支払った額を前年同月の基本給とし、処遇改善費の算定の基準とする。
- 3 上記以外の者
町が負担する処遇改善費がなかった場合に、基本給として定める額を「前年同月の基本給」とし、処遇改善費の算定の基準とする。

【業務開始次年度以降】

- 1 前年同月において、事業者が行う調理等の業務に従事実績のある者
「前年同月の基本給」を処遇改善費の算定の基準とする。
- 2 上記以外の者
町が支払う処遇改善費がなかった場合に、基本給として定める額を「前年同月の基本給」とし、処遇改善費の算定の基準とする。

② 手当等

業務委託の開始以前に、町が調理員等として雇用していた者に対して設けていた手当等（以下「町の手当等」という。）を基準とし、その基準以外の手当等の支給に必要な費用を処遇改善費の対象とする。また、町の手当等の拡充を行う場合は、その拡充に必要な費用を処遇改善費の対象とする。

なお、町の手当等については、賞与（夏季 1.2 か月、冬季 1.2 か月）及び通勤手当のみである。

(2) 労働環境の改善

労働環境の改善に必要な備品、消耗品等（以下「処遇改善備品」という。）の購入等に必要な費用を処遇改善費の対象とする。

処遇改善備品は、あらかじめ書面により、従業員に対し、購入等をする予定の物品等に関する周知を行い、従業員が意見を述べることができる機会を確保しなければならない。

また、処遇改善備品に関し、施設・設備や町の財政負担等に影響を及ぼすものについては、事前に町に承諾を得ること。

(3) 資質の向上

従事者の個々が資質向上のために取り組む、関連資格の取得等に必要となる費用を、事業者が負担等する場合には、当該負担等に係る費用を処遇改善費の対象とする。

なお、従事者全体への研修等に係る費用は、原則、処遇改善費の対象外とする。

(4) その他

上記(1)から(3)まで以外で、従事者の処遇改善に関し、適当と認められるものに必要となる費用は、処遇改善費の対象として差し支えない。

なお、これによるときは、あらかじめ、その処遇改善に関する実施計画等を作成し、従業員及び町に、書面による説明を行い、町から承諾を得ること。

5 処遇改善費の支払

支払計画書(様式3-2)に基づき、支払う。

ただし、「6 処遇改善に関する実績の報告」による実績の報告において、計画した処遇改善の履行がなかった場合は、当該実績の報告に基づき、支払い額等を調整する。

6 処遇改善に関する実績の報告

事業者は、業務を委託する期間中、各年度末(最終年度においては、業務委託期間の末日)までに、町へ従業員への処遇改善の実績を報告しなければならない。町は、この報告を受け、必要となる調査を行うことができる。(この調査により、町が是正の指示等を行った場合は、それに応じること。これに係る費用については、事業者負担とする。)

事業者が実施した処遇改善費の額は、町が支払う処遇改善費の額以上となるものでなければならない。

なお、町が支払った処遇改善費の額を下回る場合は、その下回った額を町に返還することとする。